

## 広島県告示第三百一号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第六条第四項の規定に基づき、指定介護予防訪問介護の提供に当たるサービス提供者として知事が定めるものを次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

サービス提供者として知事が定めるもの

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができるとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- 二 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十二年厚生省令第三十六号。以下「旧施行規則」という。）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者
- 三 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、旧施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する二級課程を修了した者